

**新規指定障害児通所支援事業者  
(令和2年6月1日指定)**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

法人名	法人住所	事業所名	事業所住所	サービス種類1	サービス種類2	サービス種類3	事業所番号	指定年月日
株式会社ぐりん	奈良県天理市岩室町57番地4	ぐりん田原本支店	磯城郡田原本町阪手638-1	児童発達支援	放課後等デイサービス		2950700027	令和2年6月1日
株式会社まほろば	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番10号	DAKARAまほろば	北葛城郡広陵町馬見中1-8-16	児童発達支援	放課後等デイサービス		2951500194	令和2年6月1日